

同意事項について

重要

* 下記の内容についてご同意いただける場合のみご応募いただけます。

* 参加者および保護者は、下記事項をよくお読みいただき、ご同意いただける場合は、応募書裏面の同意書欄にご署名ください。

■研修会(事前・事後)、報告会

- ①事前研修会、事後研修会、及び報告会もプログラムの一環であることを理解し、やむを得ない事情がない限り全ての日程に参加すること。なお、部活動、学習塾、その他の行事への参加等の自己都合による欠席はしないこと。
- ②事前研修会を自己都合により欠席した場合、それ以降のプログラム(渡航及び受入れを含む。)への参加は辞退となる場合があること。また、渡航取りやめに伴い発生するキャンセル料等について、主催者や旅行社の規定のとおり支払うこと。

■訪問前

- ③滞在地(経由地)入国に加え、現地受入団体等(現地ホストファミリーを含む)の受け入れ条件によりワクチン接種、PCR・抗原検査受検、健康診断受診等が課される場合、それに従うこと。それにかかる費用は、参加者が負担すること。
- ④未成年者の渡航関係書類に両親の署名が受けられること。死別・離別の場合は戸籍謄本を提出すること。

■訪問中

- ⑤下記の場合、参加をお断りする場合があります、その際は所定のキャンセル料を支払うこと。
 - ・当日の検温時に発熱、体調不良がみられる場合
 - ・日本国内での感染状況により、出発日当日に抗原検査を実施した際に陽性判定となった場合
- ⑥滞在地到着時に体調を崩している場合、受入地(ホストファミリー等)での滞在ができない可能性があることを理解し、代替の滞在地手配にかかる費用(ホテル宿泊料、手数料等)は参加者が負担すること。
- ⑦滞在地の行政や受入団体の感染症拡大防止のガイドラインに従うこと。またホストファミリーから追加の指示がある場合、それに従うこと(参加者の要望によるホストファミリーの変更はいかなる場合も不可)。
- ⑧ホストファミリー宅にて体調不良者や感染者が確認された場合、ホームステイを継続できない可能性があること。
- ⑨プログラム中にホストファミリー宅やグループ内にて感染が確認され、現地の基準によって濃厚接触者に該当した場合や受入団体より指示があった場合、プログラムから離脱し、隔離を要請される可能性があること。また、医療費をはじめ隔離にかかる滞在費、航空券変更料等のうち、参加者の保険で補償されないものについては参加者自身が負担すること。
- ⑩現地滞在中に参加者が感染した場合に、その感染経路にかかわらず、現地受入団体、ホストファミリー、当協会はいかなる責任も負いかねること。
- ⑪参加者の体調不良や感染により緊急の判断が必要な場合、引率や現地のスタッフの判断に委ねられ、またその結果についての責任は負いかねること。また、現地の医療体制のひっ迫等により適切な医療を受けられない可能性があることについて理解していること。
- ⑫アレルギーや持病等で重症化の懸念がある場合は参加を控えること。
- ⑬プログラム中にホストファミリー宅やグループ内に体調不良者や感染者が発生した場合であっても、参加者及び保護者からホストファミリーや滞在先の変更の希望はできず、現地受入団体や引率の指示に従うこと。
- ⑭引率の体調不良や感染により、救援者の渡航が必要になった際、フライトの運行状況によってはプログラムの日程変更(帰国日が延びる等)の可能性があること。
- ⑮参加者及び保護者の判断により、プログラム期間終了前に途中帰国する場合、保護者が現地まで迎えに行くこと。また、それにかかる航空券代、参加者の航空券変更料等については、参加者が負担すること。
- ⑯以下のような事由により発生した事故及び損失等に関して当協会は責任を負いかねること。また、事業を中止する場合があること。
 - ・天災、火災、不慮の災害、不可抗力による事案がある場合(政府及び公共団体の命令、ストライキ、戦争、盗難、暴動、税関規則など)
 - ・法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合
 - ・当協会の監督外の予期せぬ事件

■全期間を通じて

- ⑰研修会や訪問期間中に撮影した写真や動画は(公財)長岡市国際交流協会の関係広報媒体(機関紙やSNS等)に利用されることに同意すること。